~横浜市市街地環境設計制度について~

横浜市では、昭和46年1月の建築基準法の改正を受けて、昭和48年12月に容積率制度と都市計画による高さ制限(高度地区)が導入され、容積率と高さの制限による建築物の規制がスタートしました。

あわせて、良好な市街地の環境を形成するため、建物の容積率と高さ制限を緩和する手法として「横浜市 市街地環境設計制度」を導入しています。

■緩和の内容

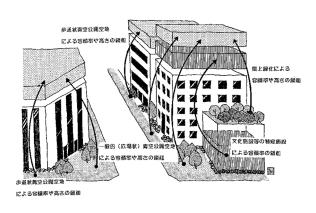
横浜市市街地環境設計制度は以下の3つの規定に基づく許可を行う制度となっています。

- ① 容積率の緩和 建築基準法第59条の2の規定に基づく許可 マンション建替法第105条第1項の規定に基づく許可
- ② 建物高さの緩和 高度地区(最高限)の適用の除外(3)の規定に基づく許可
- ③ 住宅等容積率の緩和 横浜都心機能誘導地区建築条例第3条第2項第1号又は第4条第2号の規定に基づく許可

■制度の仕組

本制度の趣旨に照らし、総合的見地から評価できる建築物が許可の対象となります。主な要件は以下のとおりです。

- ① 横浜市のまちづくりの方針等及び地域のまちづくりの 方針等に整合すること
- ② 良質な建築計画であること
- ③ 歩道や広場などの一般の人が利用又は通行できる 空地(公開空地)や良好な市街地環境の形成に資する 施設(特定施設)を設けること



■維持管理について

市街地環境設計制度を適用して建築された建物については、建物計画全体が評価されて許可を受けているため、その状態を適切に維持する必要があります。特に、公開空地については一般の人が通常自由に通行 又は利用でき、終日一般に開放することが必要となりますのでご注意ください。

■適用一覧・制度の基準等について

市街地環境設計制度のホームページで、過去の許可を受けた適用一覧及び許可基準を公表しています。 ご不明な点については、お問い合わせください。

問い合わせ先

建築局 市街地建築課(市街地担当)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎25階

Tel 045-671-4525